

京都教育大学障がい学生の支援に関する要項

平成21年 2月16日 制定
令和 2年 3月16日 最終改正

(目的)

第1条 この要項は障害者基本法（昭和45年法律第84号）の精神に則り、京都教育大学における障がい学生の就学を保障するため、当該学生に対する支援方策の策定と実施に関する基本的な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要項において障がい学生とは、本学に在籍する正規学生のうち、身体障害や発達障害等により教育上の支援が必要と大学が認めた者をいう。また、受験生及び非正規生についてもこれを準用する。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がい学生が、適切な支援がなされないことにより、教育を受ける上で不利益を被ることがないように、必要な支援方策を推進する責務を負う。

(支援方策の策定と実施)

第4条 障がい学生に対する必要な合理的配慮の提供方針及び実施計画を策定し、これに基づき支援担当部署又は支援担当者が支援を行うため、障がい学生支援推進室を設置する。

2 障がい学生支援推進室に関する規程は、別に定める。

(事務)

第5条 障がい学生の支援に関する事務は、学生課及び関係課等において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、障がい学生の支援に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2年4月1日から施行する。